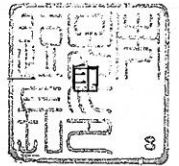




2 8 諮 問 第 8 号
2016 年 (平成 28 年) 3 月 11 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



逗子市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に係る個人情報の本人
外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について (諮問)

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項た
だし書、第 10 条第 1 項 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づき、別添事案について
ご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

総務部 管財課 管財契約係
内線 3 6 1

(別 添)

担当所管名（安全運転管理者を置く所管）		総務部 管財課 環境都市部 環境クリーンセンター 消防本部 消防総務課
事務の名称		逗子市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用業務
諮問の概要		本市が所有・維持管理する公用車にドライブレコーダーを設置し、当該公用車の事故発生時において、ドライブレコーダーのカメラの範囲内にいる当該利害関係人以外の個人の容姿、声及び周囲車両の車両標識番号を撮影し、その映像及び音声データの保管が行われる。このことに係り、個人情報をも本人の同意なく収集すること、保管されたデータを車両利用所管・管理所管で交通事故の確認、分析、原因究明のために利用すること、安全運転管理者が行う交通安全を目的とした研修のために利用すること、交通事故の状況及び原因を明らかにするために事故の当事者若しくは当事者から委任を受けた代理人又は捜査機関に提供を行うこと、及び収集、利用・提供するに当たり本人通知を省略することについて諮問をするもの。
事務の目的及び根拠法令等		公用車にドライブレコーダーを設置することにより、職員の安全運転意識の向上並びに交通事故等における状況の明確化を図る。ドライブレコーダーに保管された映像については、交通事故の確認、分析、原因究明及び、交通事故の状況及び原因を明らかにするために外部への提供をし、事故防止を目的とし交通安全研修会に活用する。別添「逗子市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱」を制定予定。
対象となる個人の類型・対象者数		ドライブレコーダーが搭載された公用車による事故時に周囲にいる個人
第8条関係	本人以外から収集する個人情報の内容と収集先	事故発生時において周囲にいる個人の容姿、声及び周囲車両の車両標識番号
	本人以外から収集する必要性等	事故発生時においてドライブレコーダーにより自動的に録画されるため。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：通知する個人の把握が不可能であるため）
第10条関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	事故発生時において周囲にいる個人の容姿、声及び周囲車両の車両標識番号
	利用・提供先	利用先：車両利用所管・管理所管 提供先：事故の当事者若しくは当事者から委任を受けた代理人又は捜査機関
	利用・提供の理由	利用の理由：交通事故の確認、分析、原因究明及び安全運転管理者が行う交通安全を目的とした研修で、公用車の運行時において発生した交通事故を事例として紹介し、事故を起こしやすい場所の共有及び、事故を防ぐために必要な安全確認等について検討することで、交通安全運転の推進を図るため。 提供の理由：交通事故の状況及び原因を明らかにするため。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：通知する個人の把握が不可能であるため）